宝塚市役所市民税課作成

確定申告書作成の際の注意点

～第二表　住民税に関する事項の記入もれはありませんか？～

確定申告書の第二表「住民税に関する事項」の内容は、市・県民税の算定に使用します。所得税額に影響がなくても、市・県民税額等に影響する場合がありますので、該当する項目があれば必ず記入してください。

記入がない場合、市・県民税決定の際に適用することができませんので、忘れずに記入してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
					特別徴収	自分で納付				
	円	円	円 ①	円	○ ②	○	円	円 ③	円	円

① 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

配当所得や株式等譲渡所得を申告しており、特別徴収された住民税（配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額）がある場合は、その金額をそれぞれ【配当割額控除額】【株式等譲渡所得割額控除額】に記入してください。

② 給与所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

主たる給与以外に所得がある場合はその分の税額を全額給与から差し引き（特別徴収）するか、納付書などにより自分で納付（普通徴収）するかを選択してください。

※なお、選択いただいた場合でも収入の状況や税額控除等で普通徴収（自分で納付）とすることができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

③ 寄附金税額控除

確定申告をされる場合には、住民税（市・県民税）の対象となる寄附をすべて記載してください。ふるさと納税ワンストップ特例の申請を出された分も含めます。

◆　１６歳未満の扶養親族

年末調整などで源泉徴収票に記載があったとしても、確定申告に記入がない場合、扶養親族に該当されなくなることがあるため必ず記入をしてください。

○ 配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者		国外居住		住民税		その他
		配偶者	明・大 昭・平 ・ ・	障	特障	国外	年調	同一	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障	国外	年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障	国外	年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障	国外	年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障	国外	年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障	国外	年調	16	別居	調整